
太陽光発電所の格付け制度「XSOL SOLAR STAR 制度」

格付投資情報センター（R&I）が「一定の妥当性」を確認

みずほ証券が組成に関与した SPC が保有する発電所で実証評価を実施

— 「長期安定適格太陽光発電事業者」認定制度を見据えて—

太陽光発電システムの設計・建設・メンテナンスを全国で展開する株式会社エクソル（代表取締役社長：鈴木 伸一、本社：東京都港区、以下、エクソル）は、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎、本社：東京都千代田区、以下、みずほ証券）が組成に関与した SPC（以下、発電所保有者）より依頼を受け、同社が保有する低圧太陽光発電所において、エクソルの格付け制度「XSOL SOLAR STAR 制度」に基づく実証評価を実施いたします。投資判断の透明性向上やリスク管理の観点から、より安心・安全な発電所取引の実現を目指します。

【経済産業省が進める太陽光発電所の集約化、その課題が顕在化】

2025年4月、経済産業省は「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定制度を開始しました。これは、2050年のカーボンニュートラル実現と再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、FIT/FIP 制度下で導入された太陽光発電所が、売電期間終了後も長期にわたって安定的に稼働できる体制を整備することを目的としたものです。制度の中核となるのは、太陽光発電所を責任ある事業者へと集約する仕組みですが、実際にはその実現に大きなハードルがあります。太陽光発電所を購入するにあたってはデューデリジェンスが必要不可欠ですが、膨大な数の太陽光発電所に対して行うのはコスト・時間の両面で大きな負担となるため、実施困難であるのが現状です。

【みずほ証券、「XSOL SOLAR STAR 制度」などの太陽光発電所評価制度活用で市場課題解決を支援】

こうした市場課題を受け、みずほ証券は、発電所保有者が保有する低圧太陽光発電所に対して、エクソルが提供する格付け制度「XSOL SOLAR STAR 制度」の実証評価を実施します。本取組を通じてみずほ証券では、同制度が発電所の売買などに関連した投資判断に寄与し、煩雑なデューデリジェンスの工程を軽減するものであることを確認することにより、市場課題解決に向けた取り組みを進めています。

【格付投資情報センターが「XSOL SOLAR STAR 制度」に一定の妥当性を確認】

「XSOL SOLAR STAR 制度」は、2025 年 4 月に、日本を代表する信用格付け会社である株式会社格付投資情報センター（R&I）により、同制度に基づく評価項目や内容が、R&I のプロジェクトファイナンス格付け手法の該当部分と照らして「一定の妥当性を有する」と確認¹されました。

－「XSOL SOLAR STAR 補償」について－

「XSOL SOLAR STAR 制度」は、評価結果に応じて災害補償サービスの価格が変動する「XSOL SOLAR STAR 補償」を付帯させることが可能です。

この評価制度と災害補償を組み合わせた「XSOL SOLAR STAR 補償 ～災害補償付き PV 評価サービス」により、災害リスクへの備えという付加価値が加わり、発電事業者にとっての導入メリットがさらに高まります。

【今後の展開：地域に根ざした、安全・安心な太陽光発電所の普及へ】

太陽光発電所に特化した審査・格付けサービスが市場にはまだ限られている中で、本制度は信頼性ある第三者評価として、太陽光発電所の売買取引の場面等で活用が進んでいます。エクソルでは、「XSOL SOLAR STAR 制度」の普及と信頼性強化に向けて、株式会社 C020S（代表取締役社長：小林 直子、本社：東京都港区）、および一般社団法人日本資産評価士協会（代表理事：若山 和夫、所在地：東京都渋谷区）と連携し、全国の太陽光発電所を評価・是正できる体制を構築しています。

また、一般社団法人太陽光発電協会が組織する「地域共創エネルギー推進委員会」に参画し、地域と共に創る、持続可能で安心できる太陽光発電のあり方を模索しています。

こうした取り組みを通じて、エクソルは全国各地における太陽光発電所の信頼性向上と、地域社会にとって安全・安心な再生可能エネルギーの普及を推進してまいります。

【会社概要】

社 名：株式会社 エクソル/ XSOL CO., LTD.

代 表：代表取締役社長 鈴木 伸一（すずき しんいち）

本 社：東京本社 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-4-8 JDB ビル

ホームページ：<https://www.xsol.co.jp/>

【取材依頼・お問い合わせ先】

担 当：広報宣伝企画課：治田、塚田

電 話：03-5425-1258（代表） 受付時間：9:00-18:00（土日祝休み）

メー ル：koho@xsol.jp

¹ 今回の R&I の確認は、2025 年 4 月 30 日時点において本制度の枠組み及び体制を対象とするものであり、本制度に基づき評価された個別の発電所に関する確認ではない。また、R&I によると、本評価は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）であり、当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。